

令和3年6月29日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和3年6月29日(火)
午後1時30分

- 2 閉会の日時 令和3年6月29日(火)
午後2時36分

- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま3階視聴覚室

- 4 出席委員の氏名 端野 学
塩見 佳扶子
和田 大顕
加藤 由美
織田 信夫

- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 伊藤 信夫
教育委員会事務局理事 廣田 康男
次長兼教育総務課長 垣谷 敏数
次長兼学校教育課長 八瀬 正雄
学校教育課担当課長兼教育総務課 伊豆 英一
学校教育課総括指導主事 新井 敏之
学校給食センター所長 村瀬 勝子
次長兼生涯学習課長兼中央公民館長 浅田 久子
図書館長 山路 智子
文化・スポーツ振興課担当課長 西村 正芳

- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
次長兼教育総務課長 垣谷 敏数

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第5号 原案どおり可決、承認

議第6号 原案どおり可決、承認

議第7号 原案どおり可決、承認

議第8号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長.....

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議録調製者 教育部長.....

教育委員会会議録

1 開会

端野教育長が開会を宣告。

端野教育長 傍聴人から傍聴の申請があります。
許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

2 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

(1) 令和3年度第5回市議会定例会一般質問 6/14～6/16

○6月14日(月)

尾嶋厚美議員

「昨年の9月議会においてコロナ禍における図書館サービスの在り方について、電子図書によるハイブリッド図書館の導入を提案したところ、今後調査研究を進めていくとの答弁であったが、その後の取組状況はどうか？」

・電子図書サービスは、24時間365日のサービス利用が可能であること、遠方などにより直接図書館に出向かなくても利用できること、障害のある方や高齢者の利用支援につながるなどの効果がある。

・本市においても新型コロナウイルス感染拡大による図書館の休館等により、来館せず、また休館中も利用できる非来館型の電子図書の導入は利用者のサービス向上に有効なものと考えている。

・また、本市が実施した「スマートシティ推進に向けた市民アンケート調査」においても「電子図書館の整備」は実施してほしいサービスとなっていたところである。

・このようなことからできるだけ早期に電子図書の導入を進め、現行の来館型と非来館型を併用したハイブリッド図書館の導入に取り組んでいきたい。

○6月15日(火)

小松遼太議員

「コロナ禍における子どものスポーツや運動、遊び環境は。長期化するwithコロナ社会において制限を余儀なくされる現状の課題と今後について問う。

全年代運動や健康づくりは大事だが、その中でも特に子どもたちに関わるスポーツや運動の現状と課題があると思うがその中において、学校におけるスポーツ活動で現状どのくらいの大会などが中止や延期になっているのか？」

・本年度の学校におけるスポーツ活動の中でコロナ禍を理由に中止したものは、4月24日、25日に予定していた「福知山市中学校春季大会」と5月29日に予定していた「福知山市小学生陸上競技大会」の2大会である。延期したものはない。「コロナ禍で様々な活動が制限される中で子どもたちのスポーツ活動や遊びの場についての考え方は？」

・学校教育においても、コロナ禍が長期化し、スポーツをはじめ様々な活動が制限される中、体育の授業の中で十分な運動量を確保することや家庭でも気軽に取り組める縄跳びや筋力トレーニング、ストレッチ等を指導し、推奨していきたい。

○6月16日(水)

金澤栄子議員

「小・中学校の学習環境整備について」

- ・特別教室にエアコン設置を

「3月予算審査委員会で小中学校施設改修費に特別教室のエアコン設置予算は入っているのかと質問したところ、改修費には入っていないが、特別教室のエアコンは壁に穴をあけない移動式エアコンを実験的に置き、様子を見て再来年以降につなげたいと説明されました。どのような機種、どのような実験をされるのか？」

- ・昨今の夏場の猛暑により、児童生徒の教育環境の充実のため、エアコン設置が有用であるという認識は持っている。

- ・普通教室におけるエアコン設置は、平成25年度に着手し平成30年度で完了している。

- ・今後は音楽室や美術室などの特別教室へのエアコン設置について、今年度は調査を行っていくこととしている。

- ・その一つとして、7月に移動式エアコンを学校に配置し、効果等を検証していくこととしている。

「特別教室のエアコンは、設置方向で検討されているということですか。移動式で効果が現れない場合の今後の計画は？」

- ・先程もお答えしたとおり、特別教室のエアコンの設置は有用であると考えている。
- ・今後移動式エアコンの効果検証を行った上で、あらゆる角度から空調設備の設置を研究していきたい。

「設置できない（おくらしている）理由は電気設備関係なのか財政的なことか理由は何なのか？」

- ・本市の小中学校は築後30年以上経過したものが多く、建築当時の高圧受電設備では、普通教室にエアコンを設置した時点で容量的に厳しくなっている。

- ・このような中、特別教室にエアコンを新設すると、受電容量の見直しや、高圧受電設備の更新が必要と考えられる。

- ・したがって、エアコン本体の費用及び高圧受電設備の更新等の初期費用や、保守点検費用等ランニングコストがかかるとともに、各学校によって設置条件が異なることから、多方面から検討していく必要があると考えている。

「近年の7月8月9月の特別教室内の室温を把握されていますか？」

- ・特別教室内の室温が高くなることは承知している。

- ・大型扇風機の設置や窓を全開にする等、暑さ対策の工夫をしているが、学校の教室ごとに条件が異なることから室温の記録までは行っていない。

「学校施設長寿命化計画で「第3章今後の施設整備の留意すべき事項」の中に、快適な学習環境、教職員に配慮した環境、環境への適応化があります。長寿命化計画を実行していく中で、エアコン設置も計画的に一緒に考えていくべきと考えますがいかがですか？」

- ・令和2年3月策定の「福知山市学校施設長寿命化計画」は、今後の学校施設整備に長寿命化という考え方を取り入れ、施設機能を維持しながら、これまで以上に長く使い続けることで、財政負担の軽減と平準化を図ることを目的としたものである。

- ・また学校のニーズは多様化し、時代の変化に対応した学習内容や形態への対応、学校生活空間の快適性、防災対策、環境負荷の低減など、質的な向上が求められている。

- ・このような中、教育環境の整備には多額の経費が必要である。

- ・エアコン設置だけでなく、長寿命化計画で示している学校施設の老朽化対策や、環境面での便所改修等多くの課題が山積している。

- ・これらから、広く総合的に子どもたちの安心安全を考慮した上で、整備の必要性や優先順位を検討し、教育環境を整備していきたいと考えている。

2 コロナ禍から見える「女性・生理の貧困」について

「福知山市の小・中学校トイレや保健室での設置状況について問う」

・現在、市内小・中学校全23校のトイレには、生理用品等を配置していないが、全ての小・中学校において保健室に配備しており、主に養護教諭との相談等により、児童・生徒に手渡ししている。

「学校での生理用品はどのようにして準備配置されているか？」

・各学校の予算等で購入・準備し、一部、企業から無料提供されるものも活用しながら、保健室等に配備するとともに、必要とする児童・生徒に配付している。

「市内の小・中学校トイレで、小学校4年生以上、中学生の女子トイレ各階2つの個室に配備するとしたら、何か所になるか？」

・市立小学校14校の4年生以上、及び市立中学校9校の全トイレのうち、各階の女子トイレ2つの個室に生理用品の配備を行う場合、合計191か所となる。

「労働組合や女性団体の連名で、「コロナ禍のもと、児童・生徒・学生などの健康と学習権を守るために生理用品設置と相談環境の整備を求めます」との要請書が出されたが、検討はされたか？」

・令和3年5月28日に、福知山市教職員組合。新日本婦人の会福知山支部、福知山母親連絡会、福知山地方労働組合協議会女性部の連名による要請書を受け、代表者3人と懇談をさせていただいた。

・福知山市の小・中学校での生理用品の配置状況など現状を話し、現在も単なる用品の配布ではなく、保健室で養護教諭とこころや身体の相談をはじめ、家庭の事情も聞きながら、いつでも気兼ねなく話ができる雰囲気づくりを行っていることをお伝えした。

・現段階では、児童・生徒の健康管理の面からも、養護教諭等から手渡しすることが望ましいと考えており、学校の女子トイレ個室への生理用品配置については、予定していない。

・ただし、困ったときはちゅうちょせず「保健室へ気軽に相談に行ける」と全ての児童・生徒が思い、また行動できるようにしていきたい。

1点目については、令和3年度第5回市議会定例会一般質問がありました。3名の議員の皆さんから質問を受けました。

6月14日、15日、16日の3日間あったわけですが、初日14日には尾嶋厚美議員から、昨年9月議会で提案・質問し、その後研究調査を進めていくとの答弁だったけれども、どんな取組状況かという質問を受けました。

電子図書サービスについては、24時間365日のサービス利用が可能ということや遠方から直接図書館へ出向かなくても利用できる、障害のある方、高齢者の利用支援につながる、こういう効果があるということで、できるだけ早めに電子図書の導入を進め、現行来館型に非来館型を併用したハイブリッド図書館の導入に取り組んでいきたいという答弁をさせていただきました。

それから15日の2日目には、小松遼太議員から、コロナ禍で施設設備等休館等にし、閉めていたが今後、学校におけるスポーツ活動について、現状どのぐらいの大会などが中止・延期になったのかという質問がありまして、結局は中止になったのは4月24、25日に予定をしていた「福知山市中学校春季大会」、それから5月29日に予定していた「福知山市小学生陸上競技大会」のみですと答弁しました。それからコロナ禍で様々な活動に制限がある、そういった中であつたわけですが、スポーツ活動・遊び場についての考え方はどうかということで、学校教育においてもコロナ禍が長期化し、スポーツをはじめ様々な活動が制限される中、体育の授業の中で十分な運動量を確保することや家庭でも気軽に取り組める縄跳びまた筋力トレーニング、ストレッチ等を指導し推奨していきたい、こういった答弁であります。

そして16日には、金澤栄子議員から、小中学校の学習環境整備についてということで、

まずは特別教室にエアコン設置をということで質問がありました。その中で、まず3月の予算審査委員会で小・中学校施設改修費に特別教室のエアコン設置予算は入っているかと質問したとき、改修費には入っていないけれども特別教室のエアコンは壁に穴をあけない移動式エアコン、こういったものを実験的に置き様子を見て次につなげたいということでしたが、どのような機種、どのような実験をされるのかということでもあります。答弁としては、夏場が非常に暑い、そういうことで児童生徒の教育環境を充実させるためにはエアコンが有用であると考えている。普通教室におけるエアコン設置は平成25年度に着手し、平成30年度に完了しました。今後は、音楽室、美術室などの特別教室のエアコン設置について調査をしていきます。その一つに7月には移動式エアコンを学校に配置し、その効果を検証していくようにしております。次に特別教室のエアコンは設置方向で検討されているということだけでも、移動式で効果が現れない場合はどうなるのかということですが、これについては、特別教室のエアコンの設置は有用であると考えています。今後、移動式エアコンの効果検証を行った上で、あらゆる角度から空調設備の設置を研究していきたいということでもあります。次に設置ができない、遅れている理由は、電気設備関係なのか財政的なことなのか、理由が何なのかということでした。答弁としては、本市の小中学校は築後30年以上経過したものが大変多く、建築当時の高圧受電設備では普通教室にエアコン設置した時点で容量的に厳しい、こんな中で特別教室にエアコンを新設すると、受電容量の見直し、高圧受電設備の更新が必要である、そのようなことが考えられる。したがって、エアコン本体の費用及び高圧受電設備の更新等の初期費用や保守点検費用等ランニングコストがかかるということで、各学校によって設置条件が異なることから、いろいろな方面から検討していく必要があると考えている。次に、最近の7月、8月、9月の特別教室内の室温を把握しているのかということでしたが、特別教室内の室温は高くなることはよく承知をしています。大型扇風機の設置をしたり窓を全開にしたり、暑さ対策の工夫をしているけれども、学校の教室ごとに条件が異なるので、それぞれの室温の記録までは行っていません。

次に、学校施設の長寿命化計画について、今後施設設備の留意すべき事項の中に、快適な学習環境、教職員に配慮した環境、環境への適応化がありますけれども、長寿命化計画を実行していく中でエアコン設置も計画的に一緒に考えていくべきと考えるのがいかにかということ、これについては、令和2年3月策定の「福知山市学校施設長寿命化計画」は、今後の学校施設設備に長寿命化という考え方を取り入れ、施設機能を維持しながら、これまで以上に長く使える、そういう財政負担の軽減と平準化を図ることを目的としています。

そして、学校のニーズは多様化し、時代の変化に対応した学習内容や形態への対応、学校生活空間の快適性、防災対策、環境負荷の低減など、質的な向上が求められています。こんな中で、教育環境の整備には多額の経費が必要であります。エアコン設置だけではなく、長寿命化計画で示しています学校施設の老朽化対策、環境面での便所改修等多くの課題が山積をしています。これらから、広く総合的に子どもたちの安心安全を考慮した上で、整備の必要性や優先順位を検討して教育環境を整備していきたいと考えています。これが、エアコン設置に対する質問であります。

つぎに、コロナ禍から見える「女性・生理の貧困」についてということで、福知山市の小中学校のトイレ、保健室での設置状況について問うということで、答弁としては、現在、市内の小中学校全23校のトイレには生理用品等を配置していないが、全ての小中学校において保健室に配備をしています。主に養護教諭との相談等により、児童生徒に手渡しをしています。学校での生理用品はどのように準備、配置されているかということについては、各学校の予算等で購入・準備し、一部、企業から無料提供されているものも活用しながら、保健室等に配備するとともに必要とする児童生徒に配付をしています。次に、市内の小中学校トイレで、小学4年生以上、中学生の女子トイレ各階2つの個室に配備するとしたら何か所になるかということ、市立小学校14校の4年生以上、市立中学校9校

の全てのトイレのうち、各階の女子トイレ2つの個室に生理用品等の配備を行う場合、合計191か所となる。次に、労働組合や女性団体の連名で、「コロナ禍のもと、児童生徒・学生などの健康と学習権を守るために生理用品設置と相談環境の整備を求めます」との請願書が出されましたが、検討はされたかということではありますが、答弁として令和3年5月28日に、福知山市教職員組合、新日本婦人の会福知山支部、福知山母親連絡会、福知山地方労働組合協議会女性部の連名による請願書を受け、代表者3人と懇談をさせていただきました。福知山市の小中学校での生理用品の配置状況など現状を話し、現在も単なる用品の配布ではなく、保健室で養護教諭とこころや身体の相談をはじめ、家庭の事情も聞きながら、いつでも気兼ねなく話ができる雰囲気づくりを行っていることをお伝えしました。現段階では、児童生徒の健康管理の面からも、養護教諭等から手渡しすることが望ましいと考えており、学校の女子トイレ個室への生理用品配置については予定していない。ただし、困ったときはちゅうちょせず「保健室へ気軽に相談に行ける」と全ての児童生徒が思い、また行動できるようにしていきたい。このような答弁で一般質問を受けました。

(2) 教育情報

6月3日(木)(日本教育新聞より)

○「教科書 デジタルも無償に」～自民党の教育再生調査会～

・教科書政策を話し合うプロジェクトチームを開き、義務教育では紙とデジタルの両方を無償措置の対象にすることを要望する。

デジタル教科書は、文科省が本年度から全国の小・中学校に実証事業として導入している。提言では、本格導入を始める令和6年度まで実証事業を続けられるよう、必要な予算確保を求めた。

6月8日(木)(日本教育新聞より)

○平成13年6月8日(金)午前10時ごろ 2時間目の授業が終わるころ

大阪教育大学附属池田小学校の児童殺傷事件が発生した。(20年が経過)

「犯人は自動車専用門から校舎に侵入し、校舎1階にある第2学年、1学年の教室等で、児童や教員併せて23人を殺傷した。」

・不審者侵入対策は各自治体や各学校でも順次実行され、玄関の施錠、監視カメラの設置、不審者侵入を想定した避難訓練、教室への「さすまた」や防犯スプレーの配備等を進め、安全対策が学校の最重要課題となった。

6月11日(金)

○令和4年度京都府公立学校教員採用選考試験志願状況

・志願者数 1,961人 (昨年度 2,049人)

・全体倍率 4.7倍 (昨年度 5.1倍)

・筆記試験 6月26日(土)

・面接試験 7月3、4、10、11 結果発表 8月3日(火)

・2次試験 8月12日(木)～8月24日(火)

・採用候補者名簿登載 9月21日(火) 予定

6月11日(金)(日本教育新聞より)

○「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」 6月11日 国会で成立
秋ごろ施行 予定

・18歳以上の高校生を含む医療的ケア児とその家族の生活を支えることを理念とし、ケア児がケアを必要としない子どもと共に教育を受けられるよう最大限に配慮することを盛り込む。

・国や地方公共団体、学校等の設置者に対し、適切な絵支援を行う責務を明記した。

・各都道府県には、情報提供や助言を行う「医療的ケア児支援センター」の設置を求める。

7月1日(木)

○市立学校でのICT利活用の状況
「GIGAだより」 第3号

2点目については、最近の教育情報ということで、そこに何点か挙げました。

1つめはデジタル教科書、前にも情報ということで挙げましたが、今現在の紙による教科書との関連も含め、教科書デジタルも無償にという動きが進められています。教科書政策を話し合うプロジェクトチームが、義務教育では紙とデジタルの両方を無償措置の対象とすることを要望するということから、デジタル教科書は文科省が今年度から全国の小中学校に実証事業として導入しています。提言では、本格導入を始める令和6年度、次回の教科書採択のときまでに実証事業を続けられるよう、必要な予算確保を求めた。こういう動きであります。

2つめは平成13年6月8日午前10時頃、2時間目の授業が終わる頃、大阪教育大附属池田小学校で児童の殺傷事件が発生した。20年経過したということで、ちょうどテレビや新聞でも報道されておりましたが、20年たって当時の子どもたちが成人され、その方々のお話もありました。市立学校でも、それぞれ校舎内に「さすまた」が置かれたり、防犯の避難訓練があったり、そういう動き、教育課程内でそういう行事があったり指導計画は立てられているということでもあります。安全対策が学校の最重要課題となったということです。

3つめは令和4年度の京都府公立学校教員採用選考試験志願者状況ということで、今現在、既に試験が始まっておるわけですが、志願者数が1,961人、昨年が2,049人で、若干減っています。全体の倍率、小中高、特別支援、様々あるわけですが、全体の倍率が4.7倍、去年が5.1倍。ちょっと早くなっているのですが、筆記試験が6月26日、先週の土曜日に始まりまして、面接も7月に入ってからありまして、8月3日が結果発表、2次試験がちょうどお盆頃から24日まで。そして採用の名簿登載9月21日は結果が出る日。このようなことで府の採用試験の状況となります。他府県でも始まっており、今日の新聞を見ても、東京都の応募者が5年前の6割ということは4割減っている。そんな状況で人材確保に非常に、どこの府県も頭を抱えておられる、そういう状況にあるというニュースを見ました。

4つめは「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」という、こういう法律が6月11日国会で成立しました。施行については、この秋頃になるだろうという予定であります。中身は18歳以上の高校生を含む医療的ケア児と、その家族の生活を支えることを理念とし、ケア児がケアを必要としない子どもとともに教育を受けられるよう、最大限に配慮することを盛り込むということで、国や地方公共団体、学校等の設置者に対し、適切な支援を行う責務を明記した。各都道府県には、情報提供や助言を行う「医療的ケア児支援センター」の設置を求める。こういうことで、各学校に医療的ケアを必要とする子どもが入学をした際、それなりに国や府や学校設置者等に責務が明記され、こういう体制を組みなさい、こういう施設を準備しなさい、そういったことを法律的に決められた。また、あわせてその保護者に対する支援も一つの法律として定められた。こういうことでもあります。この市立学校におきましても、今後そういったことが想定されるということから、こういう中身についてはしっかり研修もしなければならないし、各学校についてもそういったことの研修を要するということでもあります。

5つめは7月1日、市立学校でのICT利活用の状況について「GIGAだより」第3号と書いていますが、その第3号カラー刷りのものですが、教育環境推進係だより第3号ということで、特にここでは「眼に負担の少ないICTの設定いろいろ」という中身で、眼科医さんの所見等も含めて便りとして出しております。ほかにも各市立学校のタブレット利活用状況をそれぞれ学校で出されていますホームページから拾ったものです。そういったことで、教育総務課に新たに設けられました教育環境推進係で各学校でのタブレット活用状況、様々ではありますが紹介をしておりますので、また御覧ください。

(3) 令和4年度以降使用中学校用教科用図書の採択に向けて
(第1回中丹教科用図書採択協議会)

ア 概要

- 役員 ・会長 奥水孝志(舞鶴市) ・副会長 村上元良(綾部市)
・監査委員 端野 学(福知山市)
- 予算 前回採択年度残金(繰越金)によるため、各市の負担金はなし
- 調査員については、人事異動による補充はするが、後は前回同様とする。
- 採択方針

イ 日程

- 代表調査員打合せ
- 調査研究報告会及び第2回採択協議会
- 第3回採択協議会

ウ 福知山市教育委員会での扱いについて

- (ア) 前回採択とした「東京書籍」の扱い 前回の「議決」を解く
- (イ) 前回の採択対象の発行者(8種)の扱い 東京書籍以外は除く
- (ウ) 今回の採択に向けた選定について
 - ・今回発行の「自由社」と前回採択の「東京書籍」の比較検討をする。
 - ・「東京書籍」は前回調査資料を使用し、「自由社」について新たに調査する。

3点目については、令和4年度以降使用の中学校用教科用図書の採択に向けてということで、前回報告をさせていただいたわけですが、改めて本日そこに書きましたようなことで報告なり、また御意見をお願いしたいと思います。

まず、第1回中丹教科用図書採択協議会が6月1日10時に開催されました。その場で、そこに書きました3点について協議がありました。1点めは概要ということで役員、3市がそれぞれ役割を分担して順繰りにやっているわけですが、今回は舞鶴市教育委員会が事務局を担っていただきます。したがって会長は舞鶴市教育長です。それから、予算的には前回の採択年の繰越が残っていますので、それを充てるということから、今年度各市の負担はなし。次に、調査員については、前回の調査員でお世話になる。ただし、この年度末の人事異動で若干の動きがありましたので、その市については新たに補充をするということになります。それから、採択方針については、後につけております資料をまた御覧いただくことや、この後でまた学校教育課からお話させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目は今後の日程について、第1回採択協議会の中で決められたわけですが、代表調査員の打合せについては6月2日に終わりました。あと第2回、第3回の採択協議会、第2回については調査員の報告を聞く場にもなりますが、第2回、第3回が今後、案内をされると思います。8月には中丹なり福知山市教育委員会での採択を終えるということになるかと思いますが、御意見を伺いたいと思います。中丹の採択協議会としてこのようになったということは、前回お話をさせていただいたわけですが、和田委員さんと織田委員さんから会議の終わりに御意見をいただきましたので、そのことを今日しっかり受け止めて御意見を伺いし、再スタートを切りたい、そのようなことでそこに書かせていただきました。

3点めは福知山市教育委員会での扱いについてということです。

前回の福知山市教育委員会会議の中で和田委員さんと織田委員さんからいただきました御意見を第1回中丹図書採択協議会の席でお話をさせていただきました。中丹としてどのようにということをお話させていただきましたら、舞鶴市の事務局が当日の会議の協議内容に挙げていただいたということです。2市の御意見もお伺いしました。中身は、そこには書いておりませんが、福知山市であったということですよと言ったことと、綾部市も

舞鶴市も似たり寄ったりということでした。何か分かるようで分かりにくいということで、つけております文書等でありますように前回採択をされた教科書と今回新たに印刷をされ申請された教科書の2社の比較検討で中丹としては採択をする。そういう事務の流れ、そういう形でということになりました。そうなったわけですが、福知山市としてそれをどう整理するかということをお伺いしたい、そのように思っています。

そこに（ア）として、前回採択をした「東京書籍」、現在も使っているわけですが、この教科書の扱いについて、前回御意見をいただいたとなっております。前回の「議決」を解くということで書いておりますが、前回の採択、議決を重く受け止めるということから、きちんとして整理をしてから再スタートということで、何か根拠がないかと思っいろいろ考えてみたのですが、福知山市教育委員会会議規則があるわけですが、その会議規則第7条に「委員は動議を提出することができる。」2項目に「動議が提出された時は教育長は、会議にはかってこれを議題としなければならない。」ということ。それから動議が出た場合、いろいろ協議をするわけですが、採決の実施については「教育長は、質疑又は討論が終わらなくても論旨がつかたと認めるときは会議にはかって採決しなければならない。」採決の方法は「会議にはかって記名又は無記名投票」こういうこともあるのですが「採決の手続きをふまないで全会一致をもって議決したものと認めその旨を宣言することができる」これが、いつも議決でよろしいかと聞いているやり方です。こういう条文が会議規則にありまして、前回、御意見をいただいたことについて、時間がなくお聞きただけで中丹の会議で報告をさせていただいたということになっていたわけですが、そういう場を踏まえて今回きちんとこの教育委員会会議の席で、前回いただいた御意見を中丹の報告も含めた中で扱うということで、動議というところではないですが、御意見をいただきましたので、その御意見について他の委員さん方の御意見をお伺いし、最終的に再議決というそういった流れを考えましたがいかがでしょうか。

和田委員 この案件が教科書どうこうではなく、教育委員会の議決ということについて、意見を出させていただいたので、今回教育長さんから自由社の新しい教科書が正規の中で出てきた、その中でこれまで福知山市教育委員会として、また中丹の教科書採択委員会で採択しておった東京書籍と比べ合わせ、再度協議の中に乗せてもよろしいかというそれだけいただいたら、私はそれで構わないと思います。自由社がどうこうではなしに、自由社も教科書の出版社のルールにのっとって出している話ですので、それはそれでよいと思うのですけれども、この場で両方をもう一度比べ合わせるということをお伺いしたら、それでよいと思います。

端野教育長 織田委員さんいかがですか。

織田委員 和田委員さんと同じ考え方です。

端野教育長 加藤委員さんいかがですか。

加藤委員 ほかの教科についても、また後からみたいなのが今後絶対に起こらないということはないのだったら、そういう期日の決め方であったり、そういうことにやや不安はありますが、今回のことについてはそれで結構だと思います。

和田委員 今、加藤委員さんがおっしゃっていましたように、採択の時期、それから今回自由社が出してきた資料、教科書とその日にちがあるわけで

すが、福知山市で採択協議会を持つ時期をもっとずらすということがあります。これから中丹も含めてですけれども。

端野教育長

この間の第1回協議会の中で、今あったような御意見、他市の委員さんからも出ました。こんなことが今回限りでないということにはどうも考えられない、今後こうすることで後出しで審査を出した、何十か所と指摘された、その指摘されたところを全部直して、後出しで出した。今度は全部丸がつき合格したといったことが今回あったわけです。そういうことが今後ないよう、何とかならないのかという御意見なりお話がありまして、こうしたらよいということまではその段階では出ませんでした。その段階で話をしても仕方ないということかも分かりませんが、今回こうということになりましたので、また何かこういふことでお話ができるような席があれば出していかなければならないと思っています。本年度の府市町村教育委員会連合会議がありまして、私は教育長部会部会長になっております。そういった席で、他市の教科書採択も多分同じ事をされているだろうということなので、そういう席で情報提供してもよいかとは思っています。できましたら福知山なり中丹から他の席へ出していけたらいいなと思っています。そのようなことで、福知山市教育委員会としての扱いということなので、中丹なり他市はあるわけですが、福知山市としてはこういうふうなけじめをきちんとつけるということでもあります。それぞれに御理解、御了解も得たわけですが、改めまして、前回採択をしました「東京書籍」中学2年生の歴史の教科書について、前回の採択本については福知山市教育委員会として議決をして採択をしたわけですが、今回、新たな教科書「自由社」の教科書が出てきましたので、その採択事務を進めるために前回議決、採択しましたが、改めて「東京書籍」の教科書と新たに出了「自由社」の教科書と比較検討をするという採択事務に入らせていただいてもよろしいですか。

全委員

異議なし。

端野教育長

ありがとうございました。そのような形で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。イ、ウに書いてあることですが、先ほどから申し上げた中身です。イについては、前回採択対象の発行者が8種あるわけですが、この扱いについては除外する。それからウについては、今回採択に向けた選定について、今回発行の「自由社」と前回採択の「東京書籍」の比較検討をする。そして「東京書籍」の前回調査資料を使用する。したがって、今回調査するのは新しく出了「自由社」のみを調査、検討をします。こういった流れになります。そのようなことで、いろいろとお世話になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。今後の日程、会議の場につきましては、また後日御案内をさせていただきます。お忙しい中だと思ひますが、よろしくお願ひします。報告については以上であります。ほかの件につきましても何か御質問等ありませんでしょうか。

全委員

特になし。

端野教育長

それでは、次に議題に入ります。

3 議事

(1) 議第5号(福知山市立公民館運営審議会委員の委嘱について)

端野教育長 「福知山市立公民館運営審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

浅田次長兼生涯学習課長兼中央公民館長 ～資料に基づき説明～

議第5号「福知山市立公民館運営審議会委員の委嘱について」御説明いたします。

資料につきましては、会議案2ページから5ページまでとなります。3ページを御覧ください。このたび、委員の推薦をしていただいています。選出団体等から推薦者の変更ということで、新たに公民館運営審議会委員の御推薦をいただきました。このことにより、現在、新たにこちらから委嘱をさせていただき委員の変更がございましたので、このたび御審議いただきます。今回、御推薦者が変わり変更となります委員の皆様については、3ページの名簿にありますとおり、上から順番になりますが、森山 真市立学校校長会、堤 陽一様、福知山市PTA連絡協議会、新治喜美子様、福知山市連合婦人会、田中清一様、川口地域公民館運営協議会、大島茂樹様、日新地域公民館運営協議会、小原彰紀様、北陵地域公民館運営協議会、岩城一洋様、六人部地域公民館運営協議会、多田政明様、成和地域公民館運営協議会、小原一泰様、三和地域公民館運営協議会、そして高井俊明様、大江地域公民館連絡協議会、備考欄に新と書いてある部分の10名に新たに委嘱させていただきことになります。任期につきましては、令和4年7月26日までの任期となっております。以上、公民館運営審議会の新たに委嘱させていただき10名の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

和田委員 人事案件でございますので、個々に申すことはございませんけれども、昨年7月27日に教育委員会が開催されたとき、前課長さんにこの表で福知山市子ども会指導者連絡会のところ、休会により欠員とありますが、これは子ども会指導者連絡会に一枠あるのですかとお聞きしました。課長さんは公民館を活用の場として活動していただいている社会教育団体、それから社会教育の全ての団体から選ばせていただいておりますが、昨年においては子ども会連絡協議会が閉会になった直後であったため、このように残させていただきましたが、来年度からは考えさせていただきますという御答弁をいただきました。要するに、子ども会連絡協議会には一枠ないということです。残っていた表をそのまま引き継がれて活用されたと思われるのですが、この書き方は指導者連絡会に推薦母体として一枠あるという意味に取られがちであります。指導者連絡協議会から1名出ただけのようになったら非常にうれしいのですけれども、そうもなかなかないという状況がありますので、ここは抜かれたほうがよいのではないかと思いますので、ほかの団体があるなら選出をいただいたらと思いますので、また協議してください。

浅田次長兼生涯学習課長兼中央公民館長

昨年度の経過等も踏まえて、検討させていただきたいと思います。

端野教育長 他に何か御質問等ありますでしょうか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第5号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

(2) 議第6号 (福知山市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について)
端野教育長 「福知山市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」
説明をお願いします。

山路図書館長 ～資料に基づき説明～

それでは、議第6号福知山市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について御説明させていただきます。

資料につきましては、会議案6ページから8ページとなります。

今回、一部改正を行いますのは、今申し上げました福知山市立図書館条例施行規則第14条になります。第14条、館外利用の制限、つまりは書籍等、図書館資料の貸し出しに関する部分について定めている条文でございます。第14条では、図書館資料の館外利用を一人10点以内とし、その利用期間、つまり貸し出し期間を2週間以内と定めており、ほとんどの利用者の方は貸し出し期間のルールを守って図書館を利用いただいております。しかし、残念ながらこのルールを守っていただかず、返却期限を2週間以上超過している利用者の方もいらっしゃいます。こうした利用者の方には、従来より図書館職員が電話や文書で督促を行っております。また、延滞資料は返却していただけない限り、次の貸し出しを停止するということを図書館内での督促マニュアルとしては定めておりますけれども、表立って条例でありますとか施行規則に規定はしておりません。今回、この一部改正を行うことになりましたは、このように条例や施行規則の中に規定がない状態で、以前より行っている未返却の資料の督促であるとか、長期の延滞資料、延滞者の取扱いについて、今年3月に本市の法務政策監に相談をした結果が基となっております。法務政策監の助言といたしましては、この督促業務そのものにつきまして、貸したものを返してもらうということは社会通念上当然のことですので、規定があれば望ましいけれども、ないからと言って現在の督促業務の運用自体に問題はないという助言をいただきました。さらに、返却していただくまでは貸し出しの停止をするということを規定に盛り込むのであれば、施行規則に記載すべきとの助言をいただきましたので、今回一部改正をするものでございます。具体的な改正内容としまして、改め文は7ページ、新旧対照表は8ページに添付しておりますので御覧ください。法務政策監からの助言を反映させまして、施行規則第14条第2項としまして、現在行っております督促業務延滞者への対応根拠として明文化をいたすものでございます。また、この第14条につきましては、館外利用の制限としておりましたけれども、こちら法務政策監から返却しない者に貸

し出しをしないということは制限というほど厳しいものではなく、図書館利用の一般的なルールなので制限ではなくて条件という形の表現が適しているという助言をいただきましたので、併せて変更いたします。施行期日は、この教育委員会会議で承認いただいた後、公布してからとしております。説明は以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

織田委員 参考までに状況を教えていただけたらと思いますけども、図書館資料を返却しない者ということで、前年度で対象となる方はどれぐらいの人数がおられたのでしょうか。

山路図書館長 令和3年3月末時点の人数87人、冊数292冊です。これは毎年度返していただけない方がありますのでその累計という形にはなりません。

加藤委員 新旧対象表の日付ですけれど、新のほうは令和ではないのですか。昭和47年そのままになっていますが。

山路図書館長 これは、当初の日付のまま出します。

加藤委員 出すのですか。

山路図書館長 最初につくった年月日です。

加藤委員 それに付け加えておられても、そういうことになるわけですね。

山路図書館長 施行規則を出したところには何年何月何日改正のところを省略しておりますので、この部分だけ出しております。

和田委員 複数年にわたり返していない方がいらっしゃるのですか。

山路図書館長 そのとおりです。複数年といいますか、台帳がありますので見ましたところ、例えば平成22年度で借りていただいて、そこから返していただいてない、督促もしているのですが、お住まいが変わっていたり、お返事がなかったりということが台帳に残っています。

和田委員 それは何年か経過をしたら欠損みたいな形で、どこかで処理されるようなことではなしに、ずっと追跡というのか毎年この督促をされるということですか。

山路図書館長 先ほど言いました10年ぐらい前の方になりますと、所在不明の場合があります。所在不明のところは何度も郵送するのもおかしい話になりますし、郵送料もかかってまいりますので、今のところ、内部マニュアルとしましたら2年間を催促期間としまして、後は台帳に残し、それを処分してしまう方法もあるのですけれども、そうしますと今度もし借りに来られたときにペナルティーがなくなってしまうので、まだ返却いただけないということは残しておくということで内部では徹底しております。

塩見委員 そのような条件に当たる人数について、今累計人数は教えていただきましたが、その年ごとの人数の推移というか、減少傾向にあるのか増加傾向にあるのかを教えてください。

山路図書館長 平均すると年度ごとに大体20人の方がいらっしゃいます。年によって、少なかったり多かったりで平均で20名ほどいらっしゃいます。

端野教育長 他に何か御質問等ありますでしょうか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第6号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

(3) 議第7号(京都府指定文化財指定に伴う福知山市指定文化財の指定解除について)
端野教育長 「京都府指定文化財指定に伴う福知山市指定文化財の指定解除について」説明をお願いします。

西村文化・スポーツ振興課担当課 ～資料に基づき説明～

議第7号京都府指定文化財指定に伴う福知山市指定文化財の指定解除について、御説明させていただきます。

資料の10ページを御覧ください。

福知山市の指定文化財でした1番の絵画、絹本着色愛染明王像図という絵画資料がございまして、その資料が令和3年3月30日に京都府の指定文化財に指定をされました。福知山市指定文化財が京都府文化財保護条例による指定を受けたため、福知山市文化財保護条例第4条第1項第3号に「上位条例による指定を受けた場合は解除する」とありますので、6月2日に文化財保護審議会を開催しまして、そこで決議され本会建議という形で提案をさせていただくものでございます。こういった資料かといいますと、12ページに概要を示しております。絵画、鎌倉時代のもので、福知山市字喜多の金光寺代表役員様の御所蔵です。詳細につきましては、画像と併せまして説明を書かせていただいておりますので、御覧になっていただきたいと思います。指定解除につきまして説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

(4) 議第8号(福知山市文化財保護審議会委員の委嘱について)

端野教育長 「福知山市文化財保護審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

西村文化・スポーツ振興課担当課 ～資料に基づき説明～

引き続き、失礼します。福知山市文化財保護審議会委員の委嘱につきまして、説明させていただきます。14ページに、名簿を提出させて

いただいておりますけれども、第30期の福知山市文化財保護審議会委員ということで、1番から11番までの委員につきましては留任をしていただきます。12番にお一人、大槻 伸様に新任ということでお願いしたいと考えております。根拠につきましては、17ページの福知山市文化財保護に関する条例第9条第2項に、「文化財保護審議会の委員については、定数は12人とし、任期は2年とする」ということになっております。この委員につきましては、第27期、平成27年、28年には2名欠員、それと第28期、29期には1名欠員ということで、昨年までは11名で運営をしておりましたけれども、今回新たにお一人お入りいただいて、令和3年8月1日から令和5年7月31日までの2年間の任期ということで、委員をお願いしたいと考えております。委員の委嘱についての説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

和田委員 構成のところを見せていただいたら、動植物という自然、天然記念物関係の範疇を網羅されるのは自然科学の先生でしょうか。

西村文化・スポーツ振興課担当課長

11番の柳瀬先生は、樹木医をしておられまして、主に植物については見ていただけるのですけれども、前にも一度委員さんから御意見をいただいておりますけれども、動物と全ての分野でカバーできないところについては、京都府の御指導もいただいた上で文化財保護の調整に努めていきたいと考えております。

端野教育長 他に何か御質問等ありますでしょうか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第8号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので承認いたします。
次に報告・説明事項の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

4 教育委員会 報告・説明事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

小笠原教育総務課企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.1 1 第52回テニスまつり

No.1 2 令和3年度みんなでコラボ in 中丹

(中丹地区PTA指導者研修会&中丹地区いじめ・非行防止フォーラム)

端野教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員 特になし。

(2) 令和3年度の教科用図書採択協議について

端野教育長 つぎに、報告事項2 令和3年度の教科用図書採択協議について、報告をお願いします。

八瀬次長兼学校教育課長

失礼いたします。それでは、私の方から令和3年度の教科用図書採択協議ということで、先ほど教育長報告の中でも御審議いただきまして議決をいただきましたので、改めて私の方から報告を述べることはないわけでございますけれども、先ほどありました経過ないしは今後中丹の採択、それと福知山市教育委員会の採択にあたっての方向性と申しますか、先ほど御審議いただいたことの繰り返しになりますけれども、御説明等をさせていただきたいと思っております。

お手元資料、その1の最後のページでございます。31ページに経過、それと現在進めております採択事務、それから採択にあたっての留意事項を掲載させていただいております。

経過につきましては、委員様それぞれ御理解・御承知いただいておりますのでございまして、令和2年度において令和3年度以降に使用する4年間使用する教科の採択協議を行っていただいたというところでございます。その中で今回につきましては、中学校社会科歴史の教科書が発行されるということになったというところでございます。この1社の新しい歴史教科書につきましては、令和元年度に検定申請がありまして、審査の結果は不合格、いわゆる教科書検定では不合格になったものでございますけれども、令和2年度に再申請の手続きを経て文部科学大臣の検定を改めて経まして、今回発行されることになったということで、400か所ぐらいの修正指示があったということで、その辺りを新たに修正され発刊されたということでございます。その中で採択につきましては、これは法律でございまして、教科用図書の検定規則及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（第6条第3号）によりまして、検定審査、先ほど申しました不合格されたものであっても翌年度に再審査を行って検定に合格したことによって、新たに発行される教科書がある場合には、その4年間という同一の教科書を採択しなければならない期間であっても、採択権者の判断によって採択替えができる、採択の検討を行うということができるということになっております。これは法律上のことでございます。

その上で、今回の採択にあたっての留意事項ということで、採択にあたっての採択替え、いわゆる採択にあたっての検討を行うことについては採択権者の判断になるということで、もちろん検討しないという方法もあるわけでありまして、実際検定に合格している教科書がある以上は、やはり説明等が必要になってくるということでもありますので、今回中丹にあたっては、その採択の検討を行うということで決定したというところでございます。その中で、その後の留意事項という形で何点か述べさせていただいておりますけれども、この採択にあたりまして福知山市教育委員会会議におきましても、令和2年度の採択検討にあたって現在、採択しております東京書籍の教科書を議決いただいた訳でございますけれども、それが通常は4年間の議決になるわけでありまして、それを令和4年度1年間だけの現状の中で

は、新たに採択にあたっての検討をするということで、今の議決につきましてはもちろん今現在使っておりますので、前回の議決につきましてはそのままこの議決を生かしていただきまして、今回新たな比較検討によって採択等の議決をいただきたいと考えております。中丹地区の教科書採択協議会におきましては、やはり中丹地区の児童生徒にとって、どの教科書が一番よいのかということを協議して採択しているというところでございます。もちろん福知山市教育委員会、この教育委員会会議におきましても、同様の内容であると考えておりますので、昨年度の7社の教科書におきまして、その中から東京書籍が採択されたというところでございます。その採択につきましては、昨年度の結果でございまして、今回の採択にあたって、検討にあたっては、その書籍と新たに発行された書籍との比較検討という中で採否を御審議いただきましたら、ありがたく考えているというところでございます。以上の形で御報告させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

端野教育長

先ほど申し上げたような形で採択事務を進めていただくということで、お世話になります。よろしく願いいたします。

5 閉会

端野教育長が閉会を宣言。